

(第十五部)

第二回参議院通信委員會會議錄第十二号

(三〇六)

昭和二十三年六月十日(木曜日)午後一時二十七分開會

本日の會議に付した事件

○連合委員會開會に關する件

○電信電話料金法案(内閣送付)

○郵便法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○通信職員訓練法案(内閣送付)

○委員(深水大郎君) それでは只今から通信委員會を開きます。議題に入る前にちよつと御報告申し上げますが、前回の委員會のときに、今度料金値上げの關係で公聴會を開くという問題につきまして、委員長並びに理事にいろいろなことを一任されたのであります。が、公聴會を開くことに取計らひまして、六月十六日の午前十時から開くという手續をとつておきましたから、御了承願ひます。それから六月八日に決算委員會に豫備審査のために付託になりました通信省設置法案について、連合委員會を開くように申入れるるかどうか、皆さんの御意見を伺つて決めたかと思ひますが、これは連合委員會を開くことを申入れることにいたしますかどうか。

(異議なしと稱する者あり)
○委員(深水大郎君) それでは連合委員會を開くように申入れることにいたします。

○新谷實三郎君 通信省設置法案の連合委員會は結構です。その外に正式の審議がむつかしければ通信委員會の方で、仕事に非常に関係があります。

第十五部 通信委員會會議錄第十二号 昭和二十三年六月十日(参議院)

から打合せなり何かの形で以て、通信委員會で十分検討して参つた方がいいと思ひます。

○委員(深水大郎君) それではさういふようなことにいたします。それは郵便法等の一部を改正する法律案並びに電信電話料金法案を議題といたします。先づ政府の提案理由の御説明をお願いします。

○政府委員(下條義兵君) 只今議題となりました郵便法等の一部を改正する法律案、並びに電信電話料金法案につきましまして、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

通信事業は明治十八年通信省創立以來多少の消長はありますが、一貫して黒字を出して來たのであります。公益性の要求を充たしつゝ企業的にも採算が採れていたのであります。然るに昭和二十年年度以降は各年度共引續き赤字を生じまして、昭和二十二年年度におきましては、六十六億九千五百六十三萬三千圓という巨額の赤字を出したのでございまして、このように終戦後連年赤字を出している原因は、戦争による被害、戦争中の設備の酷使等によりまして、収入が減少して参つております。半面、インフレーションにより人件費及び物件費が急激に上昇したことによるのであります。終戦以來通信省は設備の復興とサーヴィスの改善に努めておりますが、通信事業の取扱物数について見ましても、電報が良好な復興を示しているのみでありまして、郵便及び電話は戦前の水準に到達するには今後相當の努力と年月とを要するのであります。

ところで収入の元をなしてゐる各種通信料金について申し上げますと、現行料金は昭和二十二年年初におきまして、千二百圓の給與水準と、昭和二十一年十月の物價水準に對照して、從前の約三倍に改訂されたものであります。このときの基礎となつた給與水準と物價水準とに變化のない限り、收支はほぼ相償ひ見込でありました。ところが給與水準は年度當初において早くも一千六百圓に引上げられ、更に七月以降において千八百圓水準に改めると共に、物價水準もいわゆる新物價水準の設定に伴ひまして、大幅に引上げられたのであります。その後生活補給金二・八分を支給した外、本年一月に過つて二千九百二十圓給與水準を採用することになつたのであります。通信料金はその間ずっと据置きになつていたので、収入不足を補填する財源は、専ら一般會計よりの繰入金及び借入金によつて賄わざるを得なかつたのであります。結局昭和二十二年年度通信事業特別會計損益勘定(特第十號補正決算)の收支は、収入において百三十七億二千四百七十一萬二千圓であり、支出において二百四億二千三百四十四萬五千圓でございまして、差引不足額六十六億九千五百六十三萬三千圓となつたのであります。然らば昭和二十三年年度の收支の見込はどうかと申しますと、現行料金を据置くとしますれば、二千九百二十圓の給與水準と現在の物

價水準によりまして、収入の百七十億五千三百六十萬一千圓に對しまし、支出が三百三十三億七百四萬二千圓となり、差引百五十一億五千三百四十四萬一千圓の不足を生ずるのであります。

このような状況では特別會計の建前である獨立採算制は無意味となり、従らに一般會計の負擔を大きくする結果になりますので、速かにできるだけ事業收支の均衡を圖り、現在のゆがめられた姿を改める必要があらはれます。そこで近く改訂せられる給與水準及び物價水準をも考慮して、通信料金の概ね四倍の値上を計畫した次第であります。通信事業の收支は今同様の値上げを實施しましても、尙五十億圓の赤字を生ずるのであります。これは一般會計からの繰入金によつて補填いたしました存するのであります。

以上の如く通信料金の改訂は、各種料金とも概ね四倍引上を原則として策定したのであります。が、料金政策上、或は徴収技術等の點を考慮に入れまして、個々の料金の値上げ率の間に若干の開きを見ることとなりました。今その主なるものの中先ず郵便に關する料金について拾つて見ます。第一郵便物、即ち封書は料金徴収上の便宜から、現行一圓二十錢のものに五圓に引上げることとした。したが、速達、配達證明、内容證明等のとき一部特殊取扱料金については、その取扱に要する手数料、その他利用價值などの點を勘案いたしまして、これら

の料金は三倍乃至三・七五倍程度に止めることとした。尙料金引上げに關連いたしまして、書留郵便物を亡失又は毀損いたしました場合における損害賠償額は、現行百圓となつておりますものを四百圓に改めたのであります。

次に郵便爲替及び郵便振替貯金關係の改正料金であります。他の通信料金と異なり、もと／＼送金制度であります關係上、直接金銭に繋がつておりますので、極端な引上げは許されな事情にあり、殊に郵便官署を利用する小口送金でありますだけに、國民大衆の利益を格別に擁護する必要があると考へました結果、郵便爲替については、平均引上率を一・八三倍、郵便爲替貯金については、同じく三・八四倍としたのであります。

次は電信關係の、改定料金であります。これ亦現行料金の四倍という建前によりまして、郵便料金の場合と同様であります。この際料金制度並びに利用制度の合理化を圖るため、至急電報料は現在普通電報料の三倍となつていましたものを、今回はこれを二倍とすることとし、又新たに市内電報及び翌日配達電報を創設いたしました。その料金はそれ／＼一般電報の約三分の二程度に止めることにいたしました。夜間におきましても特別の附加料を課することなく電報を受付けることとしたのであります。以上のごとき低額電報制度の創設等によ

る電信収入の減少を補い、全額として四倍引上げの収入を確保いたしますため、普通電報料は現行料金の五倍に引上げることにいたしましたのであります。次に電話料金であります。電話使用料並びに附加使用料とも加入関係の料金につきましては、概ね四倍の値上げをいたすこととしましたが、公衆電話その他郵便官署取扱に係る市内通話料は、主として加入電話を持たない一般公衆の利用せられるものであり、その大衆負擔を聊かでも軽減いたしますために、現行五十銭を一圓に引上げるに止めました。又市外通話料につきましては、キロ當り単金の平準化を図りましたために、十二キロまでの區間については現行の三倍、八十キロまでの區間は現行の五倍に、八十キロ以上は現行の四倍に引上げたのであります。又豫約新聞通話料は一般と著しく不均衡な低率料額となつておりましたので、若干これを是正する意味で、一般の六分の一程度まで引上げることとしたのであります。

以上料金改訂に関する主なる點を申し上げましたが、電信電話料金は、從來命令を以て規定されておりました電氣通信に關する料金を、財政法第三條の規定が施行せられましたに伴い、法律を以て定めるの必要を生じましたので、今回の料金改訂を機會に、新たに法律を制定せんとするものであります。

又郵便法等の一部を改正する法律案は、すでに郵便法並びに郵便貯金法に規定せられておりましたところの料金等の改正を行わんとするの外、目下御審議を煩わしております郵便振替貯金法案並びに郵便爲替法案が制定せられ

るものとして、同法案に規定せられております料金につき所要の改正をなさんとするものであります。

以上、兩法案提案の目的、内容につき御説明いたしました。何とぞ十分御審議の上、速かに御賛成下さるようお願いいたします。

○委員長(深水六郎君) 次に豫備審査のために付託になつております通信職員訓練法の提案理由をお読みし、そして、その提案理由が済みましてから、各法案別に質疑を行いたいと思ひます。

○政府委員(下條義兵君) 只今議題となつた通信職員訓練法案の提案理由を御説明申し上げます。

從來通信省におきましては、その業務の特殊性に基き、従業員に専門的技術を與へることの缺くべからざる重要性に鑑み、従業員に對し所要の訓練を施して参つたのであります。即ち古くから當省固有の養成機關を設け、事業各段に互に、各種の程度の訓練を行つた外、必要に應じては、現場において特殊の専門的技術を修得せしめ、事業の運営に直ちに活動し得る従業員を養成して來たのであります。

向これら養成機關におきましては、通信事業の文化的意義と、従業員の學歴等を勘案し、單に技術的訓練に止まらず、一般普通教育學科についても、或る程度教授することの必要を認め、これを併せ施し、以て従業員の素質、品位の向上に努めて來た次第であります。申すまでもなく通信事業の運営が圓滑に遂行されるか否かは、事業の性質上、政治、經濟その他に影響するところ多大であり、これを眞に能率的に、合理的にサーヴィス本位に運営して行

きますためには、今後と雖もますます従業員の素質と技能との優秀を確保して行かねばなりません。

然るに先般日本國憲法が公布施行せられ、各段の法制的改革の必要が生じて参つたのであります。これら従業員に對して行つた訓練につきましても、その目的、範圍、その他訓練實施に關する通信大臣の職責、權限等に關し、明確にこれを法定するを至當と認められに至りましたので、ここに本案を提案する次第であります。

今法案の内容について申し上げますと、第一の項目は、訓練の対象を通信職員に限定したことであります。即ち從來自己の従業員のみならず、無線電信技術者の養成といふ部外者に對する訓練も行なつて來たのであります。が、教育基本法の精神からして、かかる一般教育體系に編入するを至當と認むるものについては、通信省の所掌よりこれを文部省の所掌に移すのを適當と認め通信省の訓練に關する所掌は、事業に従事するものにのみ限定されるべきものと懸念したのであります。

第二に、訓練の内容についても、いわゆる六・三制の義務教育の實施に伴ひ、從來通信省の訓練機關において施して参りました普通教育學科に關しては、これを一般教育體系に委ねるを至當と考へ、特に事業遂行に直接必要な専門的なものに限定することとしたのであります。又その訓練についても、できる限り教室における座學を少なくし、現場における實地訓練を主とするにいたしました。訓練の能率化を圖つたのであります。

第三に、従業員の訓練につき、一般の學校その他教育研究機關等に従業員を派遣し、専門の事項を研修せしめることとしたのであります。即ち事業に關する知識及び技能は、必ずしも部内に於いてすべてを教ひ盡し得るものではないので、部外に優れた教育その他研究施設があります場合には、その知識若しくは技能の吸收のため、従業員を部外のそれら施設に委託して研修させることにしたのであります。

尚訓練の實施に際しては、毎年、訓練人員、訓練課程、訓練期間等に關し實行計畫を立て、以て年毎に進展して行きます通信事業の内容の變化に伴ひ、要員の需給に、機動的に對處することとし、事業運営に遺憾なきを期して参る次第であります。

以上簡單であります。法案について御説明いたしました。何とぞ十分御審議の上、速かに御賛成下さることをお願いいたします。

○油井賢太郎君 この前お願いして置きました五坪政務次官の御報告を一つ承りたいと思ひます。

○政府委員(五坪茂雄君) 昨日御質問になりました全通の動きと山嶺爭議に關するその後の状況であります。その當時十分な調査をいたしておりますので、誤つた御報告を申し上げて、皆様方や、或いは全通方面に悪影響を與へてお氣の毒と考へまして、今日まで徹頭徹尾つた次第でございます。その後事務局長に調査をして貰ひまして、大凡その状況はつきりすることができましたので、只今御回答申上げる次第であります。

全通の動きといたしまして表面に現れた最近の大きな問題といたしましては、第一に通信省の設置法案に對する反對であります。これについては、

電信通信事業を民主的一元化するという、中務省に對する調停申請事項とも関連いたしました。通信省の機構改革が表面化するに従ひ、四月の末頃から組合としまして非常な關心を深めて参りまして、その後、文書を以て設置法案に反對するの旨を申入れて参りました。又省當局ともしばしば交渉を行なつて参つておるのであります。

次に通信職員訓練法案に對する反對であります。只今國會に提出されております通信職員訓練法案は、通信従業員の質的低下を來すものであるとして、強硬に反對しておることは、すでに皆さんも御承知の通りであります。恐らく皆方の方へもいろいろ申出ておることと思ひますが、各方面に向つて廣く反對運動を展開しておるような状態であります。

次に通信料金値上げに對する反對であります。料金値上げ反對につきましては、全通といたしましては、去る二月の湯河原における中央委員會以來、反對の態度をとつて來たのであります。今同の四倍値上げ案が明らかにされますと、五月十日には値上げ反對の聲明書を發表いたしました。全國各支部にこれを揭示して大衆にこれを訴へる、そして又署名運動を展開するといふような指令を發した模様でもあります。尚その聲明書におきましては、かように申しております。即ち「通信事業はこれまで國民生活に必須な基礎産業として、その公共的性格に重きが置かれて來た。然るに政府は金持のため、一方我々のために大切な六・三制や通信事業の豫算を使うことなく、國

案並びに郵便爲替法案が制定せられ

合理的にサーヴィス本位に運営して行

第三に、従業員訓練につき、一般の學校その他教育研究機關等に従業員

ては、第一に逓信省の設置法案に對する反對であります。これについては、

ら、一方我々のために大切な六、三制や通信事業の豫算を使うことなく、國

家財政の困難に名を藉りて、官業の獨立採算制を唱えて値上げしようとして

擧された事件、それから朝鮮人雇傭事件における大阪地協村上會長外二名の逮捕事件、その他の檢舉事件に關しま

び現狀について申し上げたいと思ひます。その一つといたしまして、共產黨と

らの運動はその組織がまだ十分に確立されておられませんために、今回の金澤

は局所單位に集團活動、早速であるとか或いは戰場大會、安全通信、集團的

料金が値上げされれば、又物價の高騰することは火を見るよりも明かである。と謂つておるのであります。

次に逓信労働協約の締結交渉の状況であります。逓信労働協約は去る三月十三日を以て有効期間が終ることに

なつていたものであります。併し新協約が成立するまでは尙その協約が有効であるとの條項、即ち第三十二條であり

次に第二の御質問でありました全逓の地域闘争即ち山嶺闘争の状況、その後の現狀であります。地域闘争戦術

は、本部の統制下において、三月二十五日からは、本部の指令下に從來のストを次第に集約いたしました。三月

が、なか／＼妥結するに至りません。これは極く最近であります。再び具體的問題について交渉をいたしまして

協定代表者會議、これは五月二十日から三日間長野縣の上諏訪において八十五

と申します。次には過去一年に亘る全逓の極左闘争の結果、全逓内部においても反共的運

開きが出て参りました。従つて賃金闘争にいたしましては、組合員の意識の

以上簡單でありますけれどもお答え申上げた次第であります。○油井賢太郎 政務次官に大體申し

次に不法罷工反對闘争であります。これは去る三月闘争における東京鐵道

が協議された模様であります。次にこれは今まで申上げた事柄とは

次には過去一年に亘る全逓の極左闘争の結果、全逓内部においても反共的運

開きが出て参りました。従つて賃金闘争にいたしましては、組合員の意識の

以上簡單でありますけれどもお答え申上げた次第であります。○油井賢太郎 政務次官に大體申し

またが、第二點の質問の山嶺争議に
よるところの業務上の支障を、どの程
度まで復活しているかという點が脱け
ておつたようであるが、現在では
すつかりもう回復しておるんですか、
それとも尚ほうしろの故障が残つてお
りますか。更に回復にはどのくらいの日
数なり時間なりを要しましたか。それ
をちよつとお聞かせ願ひたいと思いま
す。

○政府委員(五坪茂雄君) 詳しいこと
は聞いておりませんが、關係従業員
員も非常に熱意を以て回復に努力した
模様でありまして、今のところでは殆
んど回復されているのではないかと。ど
の程度の期間に回復されたかというこ
とは、ちよつと今調査しておらんの
であります。又後程その點は一つ御回
答申し上げたいと思ひます。

○千葉信君 只今大變參考になる御報
告を受けた次第でございますが、その
中ではつきり承つておきたいこと
は、今年の三月に大體解決しなければ
ならない時期に來ている労働協約の問
題ですが、この労働協約がまだ今以て
締結にならないようですが、政府と全
連との間に、どういふ意見の食違ひが
あつて、この労働協約は未だに結ばれ
ないのか、その點一つはつきりお示し
を願ひたいと思ひます。

○政府委員(五坪茂雄君) 本省としま
しては、一日も早く締結をしたいと思つ
たんですけれども、いろいろの意見の
食違ひがありますので、それで向うの
方からそんなことなら中止しようじや
ないかということ、中止になつてお
るのでありますけれども、恐らく極
く近い將來において再開されて、安
結に至るんじゃないかと、かように考
へております。

ております。

○油井賢太郎君 特に政務次官にもう
少しお尋ねしたいですが、現在全連に
おいて非常な思想が赤化方面、左傾方
面に向つておるといふことは、國民の
齊しく認めておるところであります
が、ややともすればいゝゆる赤化思想
者の指導者が、壓力を以て従業員に臨
んでおるといふようなことも、しばし
ば耳にしておるのです。こういう點に
關しまして、通信當局は何かなすとこ
ろなく、いゝゆる誤れる民主化といふ
ようなことによつて、全然任せつきり
にしておけるのであります。それとも
そういう點の運動等におきまして、も
誤つた方向に向かないように、要する
に壓力を以て従業員の思想等を動かす
といふようなことのないように努めて
おられますか。その點ちよつと重ねて
お願ひいたします。

○政府委員(五坪茂雄君) 御質問の要
旨は誠に御尤もであり、私共もそうい
うことを常に考へておるのであります
が、先にも申し上げましたように民主化
連盟運動が盛んに行われて來ておりま
すので、それらと關連いたしましてこ
れは何とか一つ強力にそういう點を處
置して行かなければいかんとかように
考へております。これも將來において、
近く具體的な問題を研究したい、こう
いふふうに考へております。

○千葉信君 只今の問題に關連いたし
ますが、實は油井委員の質問にありま
したように、非常に共産主義的な指導
者が強力に指導しているから、全連の
運動が熾烈な方向に向つて行く、こう
いふことについて政府においてもそう
いふふうな見解をとつておられるよう
であります。その點についてそれは

本當に組合内部に對して、労働運動の
状態を把握しておられるかどうかとい
うことを、私は一つの例としてここに
述べた私の立場から見えておる事實を特
に申し上げたいのでありますが、それは
私は、北海道でございまして、けれども、
例えば北海道にも全連の連合會がござ
いまして、この北海道の現在の労働運
動の状態というものは、特に全連は非常
に北海道において指導的になつており
ますし、それから又最近の全連の大
會であるとか、或いは代表者會議、そ
の他の状態を見まして、北海道の連
合會の全連に對するイニシアティブと
いふものが、最近大體において非常な
他の地區の組合員の承認するところと
なつて、等しく認めるところとなつて
おるような状態にあるのでございま
す。従つて北海道の非常な運動的な、
而も他に影響力を持つておる中身とい
うものは只今のお話から申しますと非
常に左傾的な、或いは又共産主義的な
指導者がやつておるかという結論に結
び附くようでありまして、實はその點
は全く反對でございまして、北海道の
連合會の場合には、執行部に三十数名
の執行部員がおりますが、この中で本
當に共産黨員といふのは二名乃至三名
というふうな、これが事實なんですと
いまして、而もこれは連合會の執行部
ばかりでなく、北海道全連の連合會の
中に本當の共産黨員といふは數える程
しかおられない、こういう事實を政府は
はつきり把握しておられるかどうか、
そして又簡単に結論が出来ること
の、非常に簡單に結論が出来ること
主張が強硬だといふことを共産黨と結
び附けたり、或いは又共産主義を持つ
ておる指導者が一方的に引ずり廻して

いるとか指導しているといふことの結
論を早計に出されるといふことは、誠
に組合に對する労働政策の一環として
の基本は、そういう點を十分な考慮を
拂わなければならぬのぢやないか、私
はこういうふうに考へておりますが、
その點に關して政府の方では、全連に
對する従来の労働行政のあり方という
ものが、必ずしも私は成功だとは見て
おらない。少くとも現在の全連の動き
そのものが非常に尖鋭に向つて來てお
るというところは、これは従業員全體の
生活の苦しさといふことも一面にあり
ましよう。けれどもやはり通信省とし
ては一つの労働行政といふものもこの
際ある程度の反省が必要なんぢやない
か。私が只今申し上げました一つの例は、
そういう部分もはつきりと把握して頂
き、必ずしも政府の見解が私としては
正しいと思われぬような場面もある
ようですから、そういう點について將
來の労働行政といふことについて、本
當の把握といふものを政府の方で十分
お考え願ひたいといふふうに存するの
であります。

○政府委員(五坪茂雄君) 先の御質問
は共産黨の非常な壓力が組合を指導し
ておる、それに對して當局はどうする
かといふお尋ねのようであつたのであ
ります。それに對しましてはこの全
連の中にも、この反共思想を持つてそ
うして民主化連合運動を起しておる、
而もその目的が組合を政黨及び官廳の
御用化しておるということから護る、
その實勢を確立すると、こういうこと
をいつておるのであります。それから
労働者の自主性を壓迫する共産黨プラ
クを組合から排除するといふことの目
的として、全連の中にこういう一つの

動きが流れておる、そういうようなこ
とを考へまして、そして私は今の御
質問を受取りまして、只今のうちにそ
ういふことがあるならばこれは本省と
しても大いに考へなければならぬ、
恐らくこれは政府としても餘程調査を
して適當な方策を講じなければならぬ
といふような意味を申し上げたわけ
であります。只今の御意見拜聴いたしま
して、もう誠にその通りでありますの
で、若し共産黨が非常な壓力を加えて
組合を悪い方向に動かしているとい
ふような事實があるかどうか、それを詳
しく調査するといふことが勿論先決問
題である、かように存じております。そ
ういふことを度外視してもう一つも二
もなく、共産黨がやつておるのだから共
産黨を弾壓しなければならぬ、こうい
つたような意味で申上げたものでは決し
てないのであります。その點十分
御了承願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 もう一つ五坪政務次
官にお尋ねしたいのですが、又賃金
ベースの確定等に従つて、場合によつ
て労働協約が盛んになりはしないかと
いう懸念が各方面に起つております。こ
れに對しまして又例の波状ストライキ
というふうなもの各各地に起るとい
ふような場合、一度ストライキが起きま
すと、この回復が非常に日数を要する
といふことも従業員諸君もよく分つて
おると思ふ。そういう點を十分、各地
における今までの経過等を調べまし
て、或るべく平和的解決手段をとると
いふことに政府が特に力を盡さなくて
はならない、こういう點につきまして
は如何なる方策をお持ちになつてお
られますか。

○政府委員(五坪茂雄君) 今の御質問

に至るんじやないかと、かように考え
であります、その點についてそれは
ひ附けたり、或いは又共產主義を持つ
ている指導者が一方的に引ずり廻して

〇政府委員(五坪茂雄君) 今の御質問

は誠に御尤もでありまして、逓信省と
いたしまして十分な用意と、それか
ら用意だけじやないで、かように考
え、方面の對策を講じて行かなければなら
ないのだと考えます。二千九百二十圓
から御承知のように三千七百圓とい
うことに引上げておられますけれども、併
し先にも、申上げますように五千二
百圓と内定をして、恐らく六月二十
二日から開かれる金澤における全通
の臨時大會にはこれを決議して、強
くこの要求を迫るのではないかと、
かように考へるのではありません。又それ
が容れられんときには、今のお話のよ
うないろ／＼な形で争議が起きて来る
のじやないかと、實は心痛をいたして
おる次第であります。これはもう私が
御説明申上げるまでもなく十分に御承
知のことと思ひますが、どうにもなら
んことでもありますので、今五千二百圓
を支持することができるといふこと
を冷静に考へて見ても、はつきり
分る問題だと思ふのでありまして、
私は何とかこれは全通の方々に國家財
政の状況や、敗戦後の今日、國民が本
當に苦勞して、過重な負擔をも敢て
忍んでやらなければならんというこ
きであるから、一つ何とかよく了解を
して貰いたいというふうに働きかける
必要があると思ふのであります。恐ら
くアメリカがイギリスから金を借り
て、アメリカの建設を考へておつたこ
きには今のような状態ではなかつたか
と思ふのであります。八時間、九時間、
或いは十時間も働いていたのではな
いかと考へるのであります。我が國は
もうすつかり敗戦いたしました、物も
なく外地から多數の人々が引揚げて來
て、狭い土地にう／＼やつておるの

でありまして、然るにこの勞働の能力
が擧げなかつたり、或いはその勞働の
時間を八時間を或いは實質的に六時間
にするとか、或いは五時間半にするこ
とも賃金を二千九百二十圓から三千
七百圓に上げる、更に五千二百圓を要
求するといふようなことをやつて、果
してそれが日本再建のためになつて行
くのかどうかといふようなことは、誰
が考へて見てもはつきり分ることなん
であります。私はそれは生活に苦し
いことは十分承知いたしておりますけ
れども、そこを忍んで力を合せて再建
に努力して行かなければならんのだじ
やないか、かように考へております。
〇油井賢太郎君 幸い大臣がお見えに
なりましたから、今回の通信料金値上
問題について、二御質問申上げた
と思ひます。
今度の通信料金の値上問題は政府部
内において検討の上お出しになつたこ
とと思ふのですが、中の從業員の方々に
おいてこれを反對されておるといふ點
が國民に對しまして、非常に値上げに
對する疑惑の目を以て見るという原因
になるのであります。これに對しまし
て未端まで政府の意圖するところ、或
いは値上をどうしてもやらなくちゃな
らないというところが透達して、逓信
省が一固まりとなつて、この値上げの
理由といふものを國民大衆にも了解し
て貰うという方法を今までお取りにな
つたかどうかといふことについて御回
答を頂きたいと思ひます。
〇國務大臣(重吉第二君) 只今のは極
めて御尤もな御指摘であると思ひます
が、通信料金の値上をしなければなら
ない理由につきましても、政府委員から
御説明申上げて大體御了解は願へたと

思ふのであります。が全通の中から、
即ち從業員にしてこれに反對をする向
きのありますことは、誠に遺憾なこと
ではあるが事實であると思ひます。私
のところにもそういう申出をして來た
向きもございましたので、私はその根
據について詳しく聞き質したのであり
ます。が、遺憾ながら私はその反對の
理由について了解し兼ねるのである
で、殆んど具體的に別にかうというの
でなしに、ただ國民大衆の生活を壓迫
するといふ、大體常識論が多いよう
でございます。然らば現在の通信會計の
状態がこうなつておるが、これを一體
如何にしてその通信料金値上げに要す
る經費、つまり現況のままにおいて出
て來ます赤字をどうして克服して行く
かといふことを聞いて見ますという
と、それには具體的な案を持つておら
ないようであります。そうしてそれは
自動車を取り廻しているブルジョア階
級から取るべしだとか、閑屋を抑えれ
ばいいといふたような極めて世間にあ
りふれた議論が多くてどういふ點で通
信會計を活かして行くかといふことに
對する積極的な意見がないようござ
います。ただ私をして言わしむれば
反對せんがための反對、何でも經營者
がすることには反對をする、個人々々
に會いますといふとそれはもう誠に止
むを得ないといふますけれども、何か
決議とか何とかになりますとえらい景
氣よく反對といふようなことになりま
して、その點は民主主義の十分に滲
透してない我が國における現状とし
て、誠に遺憾ではあります。が、事實
であると思ふのでございます。
そこで尋ねるのどういふことを處置
をしたかといふお話でございますが、

實はこれが關係方面との折衝に今日ま
で費やしたような次第でございます。こ
組に對してはその都度／＼話合をし
て實は決めておるのでございます。私
ども、大體組合といふ機關を通さず
に國會に先ず御説明申上げ、發表をいた
さない前にこれを強硬從業員に表立つ
て一般大衆に目に見えるようにいたし
ますことは、どうかといふようなこと
を實は考慮いたしましたので、今日ま
で積極的にはそういう工作をいたして
おりません。併しながらすでに御審議
に着手して頂きましたので、これと同
時にこの國會の審議を通して理解して
貰うのみならず、私が大臣として責任
の所在を明らかにしつつ、この事情に
ついて從業員が十分納得し得るよう
に努力をいたしたいと、かく考へておる
次第でございます。
ただ併しながらここで申上げておか
なければならぬことは、どうも政
治的意見を異にするといふたような者
が、御案内のごとく多少ございします
ので、自分では一應理解して納得して
も、これを或いは更に惡意に宣傳をし
たりする者、或いは當然の理由を隠し
て、その止むを得ざる面を糊塗して、
直ちに生活に響いて來る面だけを取上
げて強く言う者、そういうような者も
多少存在いたしておりますので、私、
率直に申上げますと、今の全通從業員
組合必ずしも健全でないという考へを
持つております。これは健全化に向つ
ては絶えず不斷の努力は續けます。け
れども、必ずしも全通から通信料金値
上のために大いに協力するといふよう
な聲明を期待することは、或いは困難
ではなからうかといふように私は考へ
ておるような次第でございます。

〇油井賢太郎君 只今のお話並びに前
の五年政務次官からの御説明によつて
段々明白になりましたが、先程政務次官
からのお話にもありましたように、値
上反對といふような點については、中
央から末端の方まで指令が行つて各郵
便局關係の全國津々浦々、山の中でも
どこでも指示が出て、この値上げとい
うものが國民のために、非常に、なら
ないものかといふ宣傳が行なわれてお
ります。そうしますと一般國民とい
うものは、もう通信料金の値上げとい
うことは、いけないものだといふ先入觀
に捉われてくるような状態になりまし
て、我々國會におきましてその値上問
題を審議する際におきまして、何か
政府と國會議員という者との間に、只
今聞取りたいものでもありはしな
いかといふような感まで抱かせるよう
な状態になつておる。そういたします
と一方的に全國に宣傳機關を持つてこ
の値上反對といふようなことをする人
に對しまして、政府が何らの手を用い
ないで拱手傍觀しておるといふこと
は、甚だ當を得ていないといふような
感じを持たれますが、これについて對
策を講じられた方がよろしいのではな
いか。
〇國務大臣(重吉第二君) 先程申上
げた通りこれは講しないといふのでは
ないで、國會の方に提案理由を説
明申上げない前に組合の幹部に非公式
には了解を求めましたけれども、逓信
大臣がこれは實際どういふわけであ
るのだ、或いはプリントを以て或い
は新聞を以て通知して、或いは又指令
を發してやりますことは、國會の審議
權に對する考慮から實は私今日まで控
えておりましたが、それは直ちにその

宣傳については、周知徹底方につきま
しては考慮を要する考えでございます
から、さう御了承をお願いいたす次
第で、何も決してそれをやらないとい
うのではございません。

ここで甚だ餘議のようでございます
けれども、例えばストライキをやしま
す際にも、本部が指令を地方に流しま
すという、地方の支部におきまして
は、非常に健全な人々もある。國家財
政の今日を考慮いたし、又通信機關の
非常な重大性に鑑みて、徒らにスト
ライキをやるがごときことは避けなけ
ばならぬということ、眞面目に考え
ておつてくれる従業員が相當ござい
ますのであります。通信従業員組合
四十萬悉く赤化してやるわけでは、
私、ないところ確信いたして、大部
分は極めて健全であると思つてござ
います。遺憾ながら我が國の現在の
民主化は未だ板に附かないものがござ
いまして、役員選挙その他等におき
ましても、必ずしも一般組合員の意思が
代表されてゐるとばかりは、全然、い
ないとは申し上げませんけれども、い
るとばかりは考えられない節もござい
ますので、そうした組織機關を通じて
命令といつたようなものに對して、必
ずしも妥當でない指令等も相當あるの
じやないか。併しながら、それを批判
しつつも尚且つ、それはいけない、そ
れは實に本部の指令は間違つておるか
ら、我々はかくのごときことは取消さ
れたいというふうな、健全なる、旺盛
なるいわゆる民主主義の線に副つた勞
働組合運動の形は、未だ現われていな
いというところは、甚だ遺憾なことであ
りまして、こうした面からいたしまし
て、私は油井さんの御意見に従つて、

又私自身が考へておつたように、周知
徹底方を努力いたしますが、さうい
うことによつて決して、ただ結果的に言
つて、それや全通は料金値上反對は
取消して、通信大臣の値上案を支持す
るというまでには了解を得るには至ら
ないだらうという見通しを考へたので
ございまして、故に、非常に腹かにボ
スターその他等を貼り廻らして、専ら
員も澤山おりますので、手足もあり、
反對をいたしておるようでありまし
て、そうした一部の人の、いわゆる
といひますか、そのことをよく内容等
も御觀察願ひまして、公正な御處置が
願ひたい、こういう意味で申上げたの
であります。

○千葉信君 只今の値上問題に關する
大臣のお話を承つておりますといふ
と、私すでに承知しておる限りの話と
は少し食違ひがあるようであります。
それはどういふ點かと申しますと、
大臣は只今従業員の諸君が値上げの問
題にただ反對せんがために反對する
というふうな情勢があつて、而もさうい
う組合員の主張の中に、それでは通信省
の仕事をどういふふうに行つて行
けばいいの、かといふ具體的な方針もな
く反對しておる、かういふふうなお話
でございまして、従業員諸君の
主張しております大事な點は、要する
に通信事業をどういふふうに行つて行
くかといふことについては、これは大
臣であらうと郵便配達の諸君であらう
と、電報配達の諸君であらうと、皆等し
く通信事業の再建といふことには同じ
熱意を持つておる、その場合に問題に
なるのは、その財政上非常に困難な通
信事業を、それではどういふふうにし
て持つて行くかといふことの基本的な

問題について、大臣のお考えになるの
と組合員諸君のお考えになるのとは、
少し食違つておるようであります。組
合員諸君の言ひ方は簡単にいふと、この
通信事業の特別會計を維持するといふ
ことのために、どうしても獨立採算制
の建前から通信料金の値上げをやらな
ければならぬといふことあります。通信
料金の値上げとか或いは又その他の運
輸料金の値上げといふ問題は、これは
どうしても最後には循環して國民生活
に對する壓迫となつてくる。さうい
ふ點について實は大臣から、組合の考
へておる主張といふものが、正しくこ
に報告されてないといふ感銘を受け
るのであります。その點について大臣
は組合の主張をどういふふうにお考
へてありますやうか。

○國務大臣(電吉第二) 只今お述べ
になりました懸念の法則について
は、私共も了解いたしております。が、
それはひとりで通信料金が經濟の悪循環
の原因になるか、他の諸物價の高騰と
いふものが遂に通信料金を上げざるを
得なくなるかといふことに對する、經濟
上の一つの見解の相違であらうと思
います。私の申上げてゐることは、現在の
ままにおいて、政府はどうしても今度
本價改訂もしてこれを上げなければ日
本の産業がいよいよ破綻する。産業が
破綻することによつて労働階級の生活
も脅かされるので、現在赤字を持つて
いるところの本來の價格改訂を行う。

價格改訂を行うためにはどうしても、
この行ふことによつてそれが他の又物
價への影響等もある。これは鐵道運賃
を引上げるというやうな結果と、物價
のはね返りというものを考へて、通信
料金がその後に来た問題なんです。由

來御承知の通り、通信料金が皆さんの
御努力によりまして、獨立採算制を従
來とつて來て、昭和十九年までは赤字
で續いて、一般會計に對しても相當の
御奉公を申上げてゐるのです。にも拘
わらず、昭和二十年から起りました終戦
後のインフレーションのために、今日
やつて來てゐるので、或る程度イン
フレーションを急速に抑へることがで
きないといふ建前から、非常に速い足
取りを緩慢にするといふ政策は、どう
しても或程度緩められなければいけな
い。つまり世間一般並びに私が従業員
組合等から承りまするものは、原則論
なんです。原則論は私共はよく了解し
ております。その原則論で只今の經濟が
暗われる段階でないといふことが、今
日ある。それでは現實の問題で、通信
料金を何から賄うか。百五十五億の赤
字が出て來るが、この赤字をどうして
消すかといふことになれば、私が今言
つたようにそれはブルジョアから金を
取ればよい、一般會計から取ればよい、
「どういふ財源から持つて來るか」とい
ふことをいふば「それは政府の責任で
我々の知つたことではない。我々は値
上反對である」といふ來るものである
といふことを私は申上げてゐるのであ
つて、いわゆるインフレの原則論を私は
決して否定しようとする者ではありま
せん。原則論においては完全に一致し
ておる。私も全通も……併しながら
例へば資金の問題にしても、最低資金
制そのものが資金體の基幹として正
しいことも、私自身理論的に認めてお
ります。併しその最低資金制も今日の
我が國の經濟状態においてやれること
かやれないことかといふことになりま
す。直接國の財政經濟の責任を持つ

ております大臣の一人といたしまし
て、遺憾ながら組合と、根本的には理
論を一つにしておるけれども、實際
の問題としていけないものである。そ
ういふ點に對する私は現實上の問題を
申上げてゐるのであります。基本的
な理論的な別段の相違があると言つて
いるのではございません。その點どう
ぞ誤解をなさらないようお願いいた
します。

○新谷實三郎君 只今の油井君の質疑
に關連いたしまして、二、三伺いた
いのであります。

從業員一般が今度の料金値上げの趣
旨につきまして、大臣の今御説明のよ
うに、大分違つた方向で動いておる。
これは何といひまして、從業員諸君
がやはり通信事業の内容を十分に理解
をする必要であらうと思つてござ
います。いろいろ措置を取り又今後とも
も經營協議會といふやうな式のもの
もあるやうに何つております。又一般
の事業會社等におきましては、相當廣
闊の從業員が、自分の會社の經濟状態
はどうであるか、事業の内容はどうな
つておるかといふやうなことにつきま
して、相當知つておる。ところが、我
我各地の現業廳なんか廻りまして、
自分のやつてゐる電信、電話、郵便等
の事業の内容を從業員で本當に掴んで
いる人は極めて少い。これはやはり管
理者側におきまして、不斷の努力が足
りないためでないかと私は考へる。全
通を通じて經營協議會等の際に事
業内容を十分に説明をし、さうして
きただけお互いによく認識し合つた一
つの方向で、方針を決めて、それを全
通を通じて各組合員に傳へるという方

りまして、こうした面からいたしまして、私は油井さんの御意見に従つて、

信事業を、それではどういうふうにし
て持つて行くかといふことの基本的な

のはね返りといふものを考えて、通信
料金がその後に来た問題なんです。由

かやれないことかといふことになりま
すと、直接國の財政經濟の責任を持つ

つの方角で、方針を決めて、それを全
通を通じて各組合員に傳へるといふ方

法もありましょうが、全通を通じてなく
ても、むしろ不斷からその事業の従事
員であります管理側におきまして、
事業の實體といふものを、現在はこの
なつておる、今後はこう進まなければ
ならぬだらうといふことぐらひは、不
斷から管理側において従業員に徹底
させて然るべきではないかと、私はそ
ういふふうに考えるのであります。そ
の點につきましての大臣の御見解を伺
いたいと思ひます。

尙もう一つ、先程油井君及び千葉君
の労働争議に關します質疑に關連いた
しまして、大臣からでも政務次官から
でもお答えを願ひたいと思ひるのであ
ります。先般この委員会におきまして、
本年の初めでありましたか、全通の地
域闘争がありました際に、二、三の所
で組合員の手によりまして自動電話の
スイッチが切られて、自動電話が通
じなかつたといふようなことがありま
した。これに關しまして、當時質問を
いたしましたところが、逓信次官から、
まだ政府のこれに對する確たる方針は
決まつていない、これが労働關係の法
規に違反するものであるかどうか、そ
の點を今政府において研究中である
が、自分の個人的見解としてはこれも
或いは違反するに思ふといふ御答
辯があつたのであります。今後いま
でもなく、この組合運動なり、それ
から労働争議の行爲を最も秩序あらし
めるためには、こういう嚴然たる法規
の解釋につきまして、曖昧な状態で放
つておくといふことは一番いけないこ
とだと思ふのであります。それが法規
に違反しない、つまり正當なる争議行
爲であるといふことであれば、そのこ
とを御發表になるのがいと思ひま

す。又正當でないといふふうに解釋が
決まつたといひますれば、逓信省と
いたしまして、それに對してどうい
う措置をお取りになりましたか、今後お
取りにならうとするか、その二つの點
をお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(富吉二君) 先ず第一問
の、従業員に對する周知徹底の件でござ
います。誠に御指摘の通りであ
ると思ひます。私は從來やともすれ
ば、これ等の事情が従業員に周知徹底
されてなかつた憾みがあると思ふので
ございまして、就任以來はできるだけ
これを民主的に運営いたしますよう
に注意をいたして参つておるのでござ
います。が、何故この改革とか何とかい
ふような問題は、そう短日月に効果が
現れて参らないのでございまして、遺
憾な點が多々あると思ひます。併しお
言葉もございしまするので、私共は御趣
旨に従ひまして、まずこの民主的
な運営を圖つて参りたいと、このよう
に考えておる次第でございします。

尙別途御審議を願ひます。なつており
ますところの逓信省の設置法案のご
ときも、その間の責任の所在、或いは
事業内容のはつきり法規に基く點、そ
れ等の事情についても今まで逓信省が
電信電話、爲替、貯金などといったよ
うな五つの異つた事業を經營して、
この經營の組織が極めてごちゃ／＼
でありましたものを、今回は整理いた
すといふことに中心をおいてございま
すので、それ等のシステムの方からも
相當周知徹底させますために、我々は
意識的に教育活動を一ツ起して行き
たいと、このように考えております。
し、更に又労働組合との間の組織であ
ります経営協議會等も、何か中絶の形

になつておりますから、それも復活し
て参りたい、こういうふうに考えてお
ります。さう御了承願ひたいと思ひ
ます。

第二の、争議中の自動電話を切つた
問題に對するお尋ねでございしますが、
この問題は實は甚だ遺憾なことござ
います。が、多少法規上にも疑義がござ
いまして、これは只今お述べの通りで
ございします。それで私は、民主主義が、
いわゆる權利と義務とはつきりした
境界の上に立たなければならぬとい
う主張を持つ一人でありまして、故
に、組合員の權利はこれを尊重するが、
行き過ぎたところの内容はこれを大
いに是正するといふ建前から、法規が
嚴格に守られなければならぬといふ
ことは、これは全くお説の通りであ
る。併しながら今回のことは今申し上げ
ました通り、その解釋に多少疑義のあ
る點が實はございしたので、そうし
た官側、指導者側において多少疑義の
あるような問題を、直ちにこのいわけ
る反動的な方法で以て處断するといふ
ようなことは、労働政策上これは必ず
しも當を得ていないといふような結論
に實は達した次第でございします。それ
と同時に先ず労働争議といふものが、
これは非常にデリケートな問題があり
ますので、この間の處置といふものは
單なる法律や單なるいわけの權利義務
だけでは律せられない。殊にその點が
日本人の間には厄介な感情問題といつ
たようなものもございします。で、緩急
を自らよろしきを得て行くことが、組合
の健全化に向つて役立つのではなから
うか。或るときは秋篠烈日のごとく斷
乎としてやり、或るときは又大いに寛
大なる處置をとり得ることが、我が國

における、少くとも責任者が考慮しな
ければならぬことではなからうか、
こういうふうに實は考えて参りました
點等を御了承願ひまして、今回の私共
の方の處置を御了承願ひたいと思ひ
ます。

○新谷寅三郎君 逓信大臣のお述べに
なりました趣旨は私もよく承いたし
ますが、私は何も、假にそれが違法な
行爲であるといひましたとしても、關係の
従業員を處罰して頂きたいといふこと
を要求しておるのではないのでありま
す。今後もしこういった問題が再々起
るであらう、又他の形においても同じ
うな種類の問題がやはり起つて来るだ
らうと思ふのです。そういう場合に、
或るときにはそれが違法になり、或
時にはそれが違法でないといふように
運用されますと、これは自然行政方面
から見ますと非常に獨斷的なことにな
ります。行政官廳と國會との意思が、
或いはそこで違つていくことになるか
も知れません。で、この労働争議とい
うものは、大臣の仰せられましたよう
に、最もこれを民主的又秩序あらしめ
て行わして、初めてそれで意義のある
ものでありますから、そういう意味に
おきましては、この、争議行爲の範疇
といふものを一應これを明確にして置
く必要がある、これは社會秩序を維持
するために是非必要だと思ふのであり
ます。そういう意味におきまして私は
將來の問題として私の意見を申し上げ
たわけであります。その點十分考えを
願ひたいと思ひます。

○委員長(栗水六郎君) 外に御質疑の
ある方はございせんか。ございませ
んならば、實はこれから豫算委員會が
始まるのであります。そちらの方

にお出掛けの人もあるようであります
から、今日はこの程度で散會して、料
金問題についての資料を要求される方
がおりますならば、委員長の方にこれ
を申出て頂いて、要求しておくこと
にして、次に歸りたいと思ひますが如何
でございしょうか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○委員長(栗水六郎君) それでは本日
はこれにて散會いたします。

午後二時五十一分散會
出席者は左の通り

委員長 栗水 六郎君
理事 千葉 信君
委員 水橋 藤作君
大島 定吉君
鈴木 順一君
油井賢太郎君
井止なつあ君
新谷寅三郎君
堀越 儀郎君
藤田 芳雄君

國務大臣 富吉 榮二君
逓信大臣 五坪 茂雄君
逓信政務次官 下條 恭兵君

政府委員 逓信政務次官 五坪 茂雄君
逓信政務次官 下條 恭兵君

昭和二十三年八月三日印刷

昭和二十三年八月四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局